

提案No.2024011

受付日：令和6年11月18日

所管課：税務課

提案件名	固定資産税について
内 容 (要約)	以前より相談しておりますが、開パイの固定資産税について、所有者ごとに分けて欲しい。以前、相談を行ったときに、法務局で登記すれば分けることができると言われ、法務局での登記の完了の目途が立ったので再度相談に言ったら分けることができないと言われた。登記に費用も掛かっており、話が違うと思いました。固定資産税を分けて下さい。
回 答	以前から相談されていましたが、本町税務課の説明と投函者様のご理解に行き違いがあったように認識しております。説明が不十分で申し訳ございませんでした。税務課としましても法令に準じた適正な課税をしないといけませんので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。 ※以下、回答について投函者様にはお返ししておりますが、個人情報が含まれることから公表を控えます。